

平成18年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

事業所・企業統計調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、もって我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施する。

2 調査の根拠法規

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第2号として、同法第3条に基づく事業所・企業統計調査規則（昭和56年総理府令第26号）により実施する。

3 調査の期日

調査は、平成18年10月1日現在によって行う。

4 調査の対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

- (1) 大分類A－農業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (2) 大分類B－林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (3) 大分類C－漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- (4) 大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類83－その他の生活関連サービス業（小分類番号832－家事サービス業に限る。）及び中分類94－外国公務に属する事業所

5 調査の種類

調査は、甲調査及び乙調査とする。

(1) 甲調査

国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所（以下「民営事業所」という。）について行う。

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

6 調査事項

(1) 甲調査においては、次の事項を調査する。

ア 事業所に関する事項

(ア) 名称

(イ) 所在地及び電話番号

(ウ) 経営組織

- (エ) 本所・支所の別
- (オ) 開設時期
- (カ) 従業者数
- (キ) 事業の種類
- (ク) 業態
- (ケ) 形態

イ 企業に関する事項

- (ア) 登記上の会社成立の時期
- (イ) 資本金額
- (ウ) 外国資本比率
- (エ) 親会社・関連会社その他の関係会社の有無
- (オ) 親会社の名称
- (カ) 親会社の所在地及び電話番号
- (キ) 子会社の数
- (ク) 会社の合併及び分割等の状況
- (ケ) 本所の所在地の移転状況
- (コ) 会社の名称の変更状況
- (サ) 電子商取引の状況
- (シ) 国内及び海外の支所・支社・支店の数
- (ス) 会社全体の常用雇用者数
- (セ) 会社全体の主な事業の種類
- (ソ) 本所・本社・本店の名称
- (タ) 本所・本社・本店の所在地及び電話番号

なお、ここでいう企業とは、経営組織が株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社をいう。

(2) 乙調査においては、次の事項を調査する。

- ア 名称
- イ 所在地及び電話番号
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

7 調査の方法

(1) 甲調査

ア 調査の流れ

総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－民営事業所の流れで行う。

イ 指導員及び調査員

(ア) 指導員は市町村長の調査実施上の指導を受けて、甲調査に係る調査員に対する指導、調査票甲及び調査関係書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。

(イ) 調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区内にある調査事業所に係る調査票甲の配布及び収集、調査関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

(ウ) 特別の事情により、調査員が上記(イ)の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行う。

ウ 調査の方法

調査員が調査票甲を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び収集する方法により行う。

エ 申告の方法

当該調査事業所の事業主（当該事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が調査票甲に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行う。ただし、「6 調査事項 ア 事業所に関する事項」のうち「(ケ) 形態」については、調査員が記入する。

(2) 乙調査

ア 調査の流れ

国の調査事業所	総務大臣－調査事業所
都道府県の調査事業所	総務大臣－都道府県知事－調査事業所
市町村の調査事業所	総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

イ 調査の方法

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票乙を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

ウ 申告の方法

調査事業所の事業主が調査票乙に記入し、及び当該調査票を市町村の調査事業所にあつては市町村長に、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事に、国の調査事業所にあつては総務大臣に提出することにより行う。

8 調査票の種類及び形式

(1) 調査票甲

調査票甲は、B4判変形両面記入の単票形式とする。

調査票乙

調査票乙は、Excelファイルによる帳票形式とする。

9 集計事項及び集計方法

(1) 集計事項

次の事項について、全国、都道府県別、市区町村別、地域圏別、町丁・大字別及び調査区別に集計する。

ア 事業所に関する集計

(7) 民営事業所、国・地方公共団体の事業所に係る集計

産業、従業者の規模・属性及び経営組織に関する事項

(1) 民営事業所に係る集計

産業、従業者の規模・属性、経営組織、本所・支所、開設時期及び形態に関する事項

イ 企業に関する集計

企業産業、企業規模、企業の成立時期、資本金階級、外国資本比率、親会社・関連会社等の有無、会社形態の変更及び電子商取引の実施状況に関する事項並びに本所と支所及び親会社と子会社を名寄せすることにより得られる事項

(2) 集計方法

ア 電磁的記録の作成

(7) 都道府県知事は、民営事業所に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を作成する。

(1) 総務大臣は、国・地方公共団体の事業所に係る電磁的記録を作成する。

イ 結果表の作成

総務大臣は、上記アにより作成された電磁的記録を用いて、電子計算機により集計を行い、結果表を作成する。

10 事業所漢字リスト等の作成

(1) 都道府県知事は、調査区別民営事業所漢字リスト及び同電磁的記録を作成する。

(2) 総務大臣は、次のリスト及び電磁的記録を作成する。

ア 調査区別国・地方公共団体事業所漢字リスト及び同電磁的記録

イ 府省・地方公共団体別事業所漢字リスト及び同電磁的記録

ウ 企業漢字リスト及び同電磁的記録

11 結果の公表

総務大臣は、集計した結果を刊行物又は閲覧に供する方法により次の期日までに公表する。

(1) 速報集計

平成19年7月末日までに公表する。

(2) 確報集計

ア 事業所に関する集計

都道府県別に順次公表した後、全国結果を平成19年12月末日までに公表する。

イ 企業に関する集計

名寄せ前の結果については平成19年12月末日までに、名寄せ後の結果については集計が完了次第、公表する。